

議第8号

## 下呂市奨学資金貸与条例について

下呂市奨学資金貸与条例を、別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

令和8年度から新たな奨学金制度を開始し、高等教育を目指す学生や保護者にとって、より充実した奨学金制度とするため、当該条例を制定するもの。

# 下呂市奨学資金貸与条例

## (目的)

第1条 この条例は、高等教育を目指す者に対し、修学上必要な資金（以下「奨学資金」という。）の貸与を行うことにより、学費や生活費の負担を軽減するとともに、地域の発展に資する有能な人材を育成することを目的とする。

## (貸与の対象者)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本人又は本人の生計を維持する者が、市内に住所を有していること。
- (2) 大学（大学院を除く。）、短期大学、高等専門学校（4年生及び5年生に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在学する者

## (貸与の額および期間等)

第3条 奨学資金は、次に掲げるところにより本人に貸与する。

- (1) 貸与の額は、年額120万円を上限とする。
- (2) 貸与の期間は、本人が在学する学校の正規の最短修学年限を超えない期間で、1人あたり4年以内とする。
- (3) 貸与開始から返納が完了するまでの利率の算定方式、返納の方法及び期間については、規則で定める。

## (状況報告)

第4条 奨学資金の貸与を受けた者は、市の規則の定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

## (返還等)

第5条 市長は、奨学資金の貸与を受けた者が当該目的以外に奨学資金を使用したとき、又はこの条例及び規則に違反したときは、当該奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前においても、条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

## 【参考資料】

### 下呂市奨学資金貸与条例要綱

#### 1. 制定理由

令和8年度から新たな奨学金制度を開始し、高等教育を目指す学生や保護者にとって、より充実した奨学金制度とするため、当該条例を制定します。

#### 2. 概要

(1) 貸与の対象者は、次の要件をすべて満たしている者としてします。

- ①本人もしくは、本人の生計を維持する者が市内に住所を有している者
- ②大学（1～4年生）、短大（1・2年生）、高専（4・5年生）、専修学校  
の内の専門課程に在学している者

（第2条関係）

(2) 貸与金額は、1人あたり年額120万円を上限とし、貸与の期間は、4年以内とします。

（第3条関係）

(3) 貸与する者に対して、毎年、状況の報告をすることとします。

（第4条関係）

(4) 貸与を受けた奨学資金を目的以外に使用したとき、又はこの条例に違反したときは、奨学資金の全部又は一部を返還させることができるものとします。

（第5条関係）

(5) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

(6) この条例の施行の日前においても、必要な準備行為を行うことができるものとします。

（附則第2項関係）